

【参考】

国 総 入 企 第 2 4 号
国 総 建 振 第 7 号
平成 22 年 12 月 16 日

建設業者団体の長 あて

国土交通省大臣官房建設流通政策審議官

平成 22 年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知について

「建設生産システム合理化推進協議会」においては、総合工事業者と専門工事業者が対等の立場に立って、建設生産システムが抱える種々の問題の解決に向けて具体的な基準・ルール等を確立するため、かねてから「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）」のほか、総合工事業者と専門工事業者との間の見積条件の明確化を図る観点から「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－」について申合せが行われ、同協議会からの要請を受け申合せの周知について特段のご配慮をお願いしてきたところである。

今般、同協議会において、前記「施工条件・範囲リスト」について、すでに申合せが行われている 15 工種の標準モデルのうち 1 工種（金属製建具・カーテンウォール工事）の改訂がなされるとともに、新たに 1 工種（左官工事）の申合せが行われ、同協議会より関係団体に対する周知について協力依頼があったところである。

見積協議の際の施工条件を当事者間で明確にすることは、適正な見積りと契約締結には不可欠のものであり、建設生産システムの合理化に向けて大きな意味を持つことから、これらの趣旨を踏まえ、傘下建設業者に対して、同協議会の申合せの周知について、特段のご配慮をお願いする。